

2013年9月20日 290号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp**「安保法制懇」7か月ぶりに開催****「憲法解釈見直しを年内にも提言」 許さないたたかいを**

17日、安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が7か月ぶりに開催されました。新聞各紙は、安保法制懇は歴代政権が憲法上禁止してきた集団的自衛権の行使を可能にするとともに、「集団安全保障」に参加するための会合だと報道しています。

出席した安倍首相は、「国際協調主義に基づき積極的に世界の平和と安定に貢献する。積極的平和主義こそ日本が背負うべき21世紀の看板だ」と強調し、「憲法制定以来の変化を直視し、新しい時代にふさわしい憲法解釈のあり方を検討する基礎となることを期待したい」と述べました。

座長代理の北岡伸一氏は、この日の会合で、自衛権に関する「法制上の不備」が議題になったと語りました。

安保法制懇は2007年5月、第1次安倍政権の下で発足しました。「公海上での米艦防護」など4類型について検討し、2008年6月に集団的自衛権の行使を求めた報告書を提出。すでに安倍首相は辞任していたので、受け取ったのは福田首相でした。安倍首相は今年2月、その安保法制懇を再度招集し、「4類型」にとどまらない検討を求めたのです。

北岡座長代理は、米国などの要請があれば、いつでも集団的自衛権の行使に踏み切ることができるよう、全面的な解禁を盛り込む考えを示しています。

提言は年内に再提出される見通しです。首相はその提言を受けて解釈変更に踏み切り、来年の通常国会以降に「国家安全保障基本法」など関連法の整備に着手したい考えです。

しかし、各種世論調査を見ても解釈変更反対の声が多数を占めています。「アメリカと一緒に戦争できる国」づくりをめざす集団的自衛権の行使を容認させてはなりません。反対の声をあげましょう。

**憲法改悪は許さない！ 学習決起集会****報告 その2**

憲法改悪反対共同センターは、9月12日、「憲法改悪は許さない！ 学習決起集会」を開催しました。今号では、4人の発言を紹介します。

◇埼玉土建の仲間 “署名レンジャー” 登録600人**埼玉憲法会議 渡辺政成さん**

県内のある自治会で、『国旗掲揚の会』を設けるから参加を」と回覧板が回るなど自民党改憲草案の先取りがやられている。秋に向けて、全労連の“かがやけ憲法！ 全国縦断キャラバン”とも結び国民的な運動を展開。12月4日に“かがやけ日本国憲法”のつどいを開催し、来春闘に向けた出発点ともしていく。

大事なことは、憲法を学び語り、対話し署名を集めること。埼玉土建は組合員7万人、その5倍の35万人の署名目標を持ち、今、98,000集めた。1人で50人を集める“署名レンジャー”の登録は600人。そのうちの395人が50人以上集めている。

学習では、この春、講師依頼が140件あり、埼玉の自由法曹団弁護士100人のうち40人が講師を引き受けてくれ、そのうち20人は、初めての講師経験ということで頑張ってくれている。

◇青年は平和を願っている

日本民青同盟・副委員長 島田直樹さん

京都の高校生が考えた京言葉で憲法をアピールしたいと、2月に“ピースバレンタイン”。紙コップに500人分のメッセージを書き、鴨川の橋の上から平和をアピールした。自民党改憲草案と日本国憲法を読み比べ、「もし戦争になったら好きな人が戦場に行く。それは嫌だ」「戦争をする国にしようとしていることを知らせたい」とスタートした。

明るい日本めざす青年学生連絡会は、“憲法9条いいね！キャンペーン”をやっている。「いいね」してくれた人は、2300人に。一瞬で2300人につながり、シェアしてくれると多い時には25000人に届き、運動を広げる力になっている。フェイスブックに書き込みしてくれる青年と実際に会い、一緒にたたかう仲間になってくれた経験も生まれた。

多くの青年が平和を願っている。憲法を学び自分の言葉で発信、運動を広げていきたい。



◇9月の「9の日」都内70か所で宣伝

東京共同センター・東京地評 塚本晴彦さん

東京共同センターは、9月の「9の日」宣伝を大規模にとりくもうと訴え、東京都内70か所で宣伝を行なうことができた。東京地評には、40の地域労連、地区労があり、いくつもの地域で複数の宣伝に取り組んだ。なかでも江東区では、7駅、8か所で行うとともに、前日の日曜日に団地宣伝も行ない、10日は学習会を設定。また都教組は、独自ビラ5万枚を作成し宣伝もしている。東京革新懇は、地域とも一緒にやるが独自の宣伝行動にもとりくんでいる。今後も各団体、地域、各支部とともに取り組み、草の根からの運動をすすめ、改憲を許さず憲法を守りいかす運動をひろげていきたい。

◇国家安全保障基本法で9条に風穴が空く

自由法曹団・弁護士 坂本修さん

「自民党の改憲草案はあまりにもお粗末である」「本音だがやれない」と言われる方がいるが、そう見てはいけない。自民党改憲草案の中身を重視、徹底的に解明し、「何としてもこれを潰さなければならない」と確信にすることが大事だと思う。

例えば1つ、改憲草案は、「拷問は禁止する」と、「ぜったい」をとってしまった。ということは、やる気だ。“緊急事態”になったとき、人権を制限する可能性がある」と自民党は言っている。これは何か？戦争中の治安維持法の予防拘禁とみたほうがいい。そこを明らかにし、1人1人が確信にしたとき、この大運動を草の根から全力をあげてたたかう人が増える。うんと広げる、本気でとことんやりぬくことが必要だ。

2つめ、むこうは二刀流。解釈改憲と立法改憲で攻めてきている。迎え撃つには「9条の会」だけでなく共同センターの各団体、私たちが全力をあげなければならない。特に、秘密保全法と国家安全保障基本法。国家安全保障基本法案には、集団的自衛権を認めるとか軍機保護法をつくるなど書いてある。つまり自民党改憲草案の9条2に書いてあるほとんど全てのことがこれに書いてある。それが通ってしまったら、9条に大きな風穴が空く。



最後に、戦争をするという憲法、言論表現の自由のない憲法に変わったら、裁判官はこれに従わなければならない。そうなった時、国民の生活を守る貴重な労働組合の力を失ってしまう。たたかうのは今だ。自由法曹団は、みなさんとともにたたかう。10冊本を買ってくれれば、私は講演料なしでどこにでも行く。

憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！